

第4章 自然と人とのふれあいの推進

第1節 ふれあいの場づくり

第1 自然公園の施設整備 (景観・自然環境課)

県では、自然公園を活用した県民の自然とのふれあいを促進するために、拠点施設、歩道、トイレなど利用者に必要な施設の整備を進めている。

25年度は、東海自然歩道の公衆トイレ1ヶ所の再整備(奈良市)、県立矢田自然公園の排水管の更新(大和郡山市)などを行った。



図2-4-1 自然公園の施設整備事例 (写真は東海自然歩道山口神社公衆トイレ整備)

第2 里山林の整備 (森林整備課)

身近な里山林が自然とふれあう場として、また緑が心にうるおいをもたらす場として評価が高まっている。県では、このような里山林に対する意識の高まりにこたえるために、NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めている。

25年度は、13市町村の計17箇所で行われた。二次林5.85ha、竹林3.08haの整備が行われた。

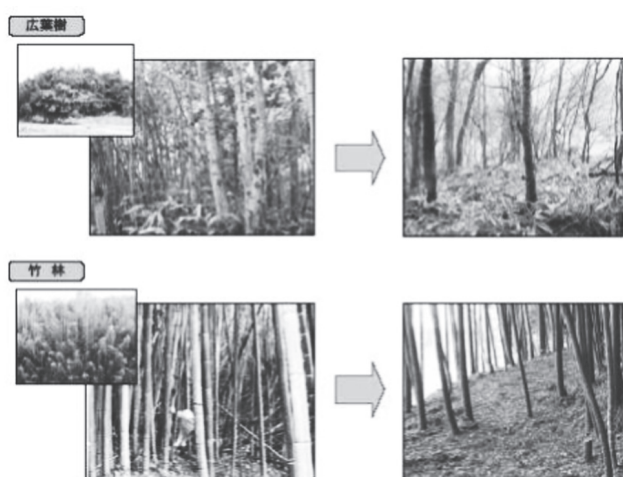


図2-4-2 里山林整備の事例

第3 森林とのふれあい推進事業（森林整備課）

多彩で豊かな森林の魅力を感じ、森林に親しむ気持ちを深めるために、「地域の特性を活かした魅力づくり」・「奈良の景観づくり」を推進する。

環境の基盤である森林を、「森林内への立入利用（ふれあい）」や「眺望活用（眺める）」を目的として整備し、地域の活性化にも寄与する。

25年度は、13市町村に委託し、散策路の整備、彩りのある樹木の植栽、不要木竹の伐採等の整備を行った。

第4 親水空間の整備（河川課、農村振興課）

県では、市街地を流れる河川においては、河川の維持管理にあたり、階段護岸、広場、散策路等を整備するなど、川に興味を持ち川に近づき、川で遊び、川に親しむことができる環境づくりを行っている。

また、農村地域に存在する水路、ため池、ダムなどの農業水利施設の整備と一体的に水辺を活用した親水・景観施設の整備を実施している。

第2節 ふれあいの機会づくり

第1 「奈良県山の日・川の日」普及啓発事業（森林整備課・河川課）

県では、森林とのふれあい体験を通して、県民参加の森づくりの輪を広げることを目的として、18年度から夏休み期間を「山と森林の月間」と定め、さらに山と川の重要性や魅力について理解を深め、奈良の美しい山と川を次世代に残すことを目指して、20年度から7月第3月曜日を「奈良県山の日・川の日」とする条例を制定し、体験学習や展示による普及活動、啓発イベントを実施している。

25年度は、24年度に引き続き県立野外活動センター、川上村の森と水の源流館及び山幸彦のもくもく館において「森林体験 山もり・てんこ森」を実施し、参加者が木工クラフトや丸太切りなどを体験した。また、飛鳥川において「みんなのかっぱ教室」、初瀬ダムにおいて「あつまれ！あおがき探検隊」を実施し、川に親しむとともに川の環境学習会やダム堤体内見学会を実施した。

第2 都市と農山村の交流（農村振興課）

県では、都市部の住民が農山村の自然や、地域の人々とふれあう機会を確保するため、都市と農山村の交流の一環として、グリーン・ツーリズムを推進している。25年度は、農業体験メニュー等を情報発信するためホームページを充実すると共に、農村資源を活用した取り組みの向上を図るために情報交換会（参加者200名）を行った。

第3 ふれあいのための情報提供等（環境政策課）

県の環境情報サイト「エコなら」等において、県主催のものだけでなく、民間団体等が主催する自然とふれあうイベントの開催情報などを広く集めて掲載することで、地域における取り組み状況の発信を行っている。

第3節 ふれあいのための人づくり

第1 森林環境教育指導者の養成（教育研究所、森林整備課）

県では、18年度から導入された森林環境税を活用し、教員や森林ボランティア、県民を対象とした森林環境教育の幅広い指導者養成研修を行っている。

教員向けには、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成を目的とした現地研修を実施し、25年度は7回、計563人が参加した。学校教育以外での森林環境教育では、基本的な指導者養成研修や実技中心の体験型研修などを内容とする「指導者養成セミナー」を実施しており、25年度は延べ11回、計120人が参加した。

第2 自然公園指導員の活用（景観・自然環境課）

県では、自然公園の保護とその適正な利用の推進のため、県に協力して、自然公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行う奈良県自然公園指導員の指導育成を行っている。また、環境省では国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、あわせて本県では62名の指導員が活動している。これらの指導員は、県内の自然公園の利用者に対しマナー指導、自然公園のパトロールを行っている。

第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

我が国の古代国家の中心地であった奈良県は、飛鳥・藤原・平城の宮跡をはじめとして、古墳等の遺跡や古社寺など数多くの文化遺産が県内に散在し、その数は1万ヶ所を越えるといわれている。本県は、世界に誇る貴重な文化遺産の宝庫であり、これらの文化遺産を保存活用していくためには、古来から継承されてきた良好な環境、歴史的風土の維持を図らねばならない。

第1節 歴史文化への誇りと継承

第1 文化財の保護（文化財保存課）

県内の文化財の指定件数は、資料編表2-5-1~3のとおりである。建造物の国宝並びに史跡・名勝・天然記念物など記念物の国指定件数は、全国第1位である。県では、文化財保護法や文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財の現状調査や管理、修理指導を行うほか、新たな文化財指定に向けた調査を行い、文化財の保護を行っている。（資料編表2-5-4参照）

第2 世界遺産の保存管理等（文化振興課、文化財保存課）

本県では、平成5年に「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年に「古都奈良の文化財」が、また平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産条約に基づく文化遺産として登録され、国内で唯一、3つの世界遺産を持つ県となっており、これら世界遺産の適正な保存管理を行っている。平成21年度には、「紀伊山地の霊場と参詣道」登録5周年を記念し、文化遺産の保存と活用のあり方について世界遺産フォーラムを開催した。

なお、世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、県内4番目の世界遺産登録に向けて、関係市村と連携した取り組みを行っている。

第2節 地域の活性化への活用

第1 伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存（文化財保存課）

城下町、宿場町、門前町などの歴史的な集落・町並みは市町村が都市計画もしくは条例により伝統的建造物群保存地区に指定しているが、その中でもさらに価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定している。県内での選定された地区は、橿原市今井町（平成5年）、宇陀市松山地区（平成18年）、五條市新町地区（平成22年）の3地区である。

また、平成23年9月には、明日香村飛鳥川上流域が、地域独特の集落景観や棚田形成の景観から、地形に即して営まれてきた居住の在り方と、農業を中心とした生業の在り方を示す価値の高い文化的景観として、「奥飛鳥の文化的景観」として重要文化的景観に選定された。

第3節 活用ネットワークの構築

第1 自転車の利用促進（道路環境課）

県では、広域的な周辺観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、平成22年12月に「奈良県自転車利用促進計画」を策定した。

本計画では、周遊観光を楽しむために、大和平野だけでなく、山間地域も含む約600kmの広域的な自転車利用ネットワークを設定し、サイクリングマップの作成（図1）や案内誘導及び注意喚起サインの設置（図2）等に取り組んでいる。

また、幅広い利用者が快適に自転車を楽しめる環境を創出するため、利用者の利用レベルに応じたサービスの充実を図ることとしており、自転車を安心して屋内に保管できる宿泊施設「サイクリストにやさしい宿」（図3）や広域乗り捨て型レンタサイクル「古都りん」（図4）等に取り組んでいる。



図1 サイクリングマップ（通称：ならクル）



図2 案内誘導サイン整備事例



図3 サイクリストにやさしい宿



図4 古都りん利用イメージ

第 3 部

快適・安全な生活環境の創造

第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節 歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出

第1 風致地区等の指定 (景観・自然環境課)

(1) 風致地区

歴史的に重要な文化遺産を数多く有する本県においては、その文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するため、表3-1-1のとおり風致地区指定を行っている。

なお、平成25年度より、原則として、風致地区に関する事務が県から市町村へ移譲されたため、「明日香風致地区」以外の風致地区は各市町が指定している。(資料編3-1-1～4参照)

表3-1-1 風致地区

(平成26年3月31日現在)

市町村名	地区名	面積 (ha)	指定年次
橿原市	明日香	約10	昭和46年
明日香村		約2,408	昭和55年

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

(2) 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区

わが国往時の政治・文化の中心地として、歴史上重要な地位を有する古都としてのユニークな自然環境を保存するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下「古都保存法」という。)が公布施行された。この法律に基づき、わが国の歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、それを取り巻く周辺の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を歴史的風土保存区域(以下「保存区域」という。)として、さらにこの区域の中で特に枢要な地域については、歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)として指定されている。

また、昭和55年には「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」(以下「明日香村特別措置法」という。)が公布施行され、明日香村全域がこの特別保存地区として指定されるに至った。

現在、本県の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区は、表3-1-2の区分によって、4市1町1村に指定されている。(資料編表3-1-5参照)

表 3-1-2 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の区分

区 分	概 要	根 拠 法
歴 史 的 風 土 保 存 区 域	歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周囲の自然的環境と一体となして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	古 都 保 存 法
	歴史的風土特別保存地区	
明 日 香 村	第 1 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	古 都 保 存 法 明日香村特別措置法
	第 2 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	

保存区域内では、建築物その他の工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為を行う際には、知事へ事前の届出が必要であり、また、現状維持を目的としている特別保存地区内においては前記の行為に加えて建築物その他の工作物の色彩の変更、屋外広告物の表示又は掲出の行為を行う場合には、事前に知事の許可を受けなければならない。特に全域が特別保存地区に指定されている明日香村においては、地域の特性に応じて二段階規制がなされている。

なお、保存区域及び特別保存地区の指定状況は、表 3-1-3 と表 3-1-4 のとおりである。

(資料編表 3-1-6～8 参照)

表 3-1-3 歴史的風土保存区域

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,743	昭 和 41 年
	平 城 宮 跡	919	昭 和 57 年
	西 の 京	114	昭 和 41 年
斑 鳩 町	斑 鳩	536	昭 和 41 年
天 理 市	石 上 三 輪	1,060	昭 和 42 年
	石 上 三 輪	836	昭 和 42 年
桜 井 市	鳥 見 山	242	昭 和 42 年
	磐 余	148	昭 和 42 年
橿 原 市	大 和 三 山	426	昭 和 46 年
計		6,024	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

表3-1-4 歴史的風土特別保存地区

(平成26年3月31日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,329.0	昭 和 57 年
	平 城 宮 跡	419.0	昭 和 57 年
	山 陵	17.0	昭 和 42 年
	聖 武 天 皇 陵	5.0	昭 和 57 年
	唐 招 提 寺	29.0	昭 和 42 年
	薬 師 寺	10.0	昭 和 42 年
斑 鳩 町	法 隆 寺	80.9	昭 和 42 年
天 理 市	石 上 神 宮	29.7	昭 和 43 年
	崇 神 景 行 天 皇 陵	52.5	昭 和 43 年
桜 井 市	三 輪 山	304.0	昭 和 43 年
橿 原 市	香 久 山	48.0	昭 和 43 年
	畝 傍 山	126.0	昭 和 43 年
	耳 成 山	16.0	昭 和 43 年
	藤 原 宮 跡	22.0	昭 和 43 年
明 日 香 村	飛 鳥 宮 跡 第 一 種 歴史的風土保存地区	105.6	昭 和 55 年
	石 舞 台 第 一 種 歴史的風土保存地区	5.0	昭 和 55 年
	岡 寺 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	高 松 塚 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	明 日 香 第 二 種 歴史的風土保存地区	2,278.4	昭 和 55 年
計		4,892.1	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

第2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備 (公園緑地課・平城宮跡事業推進室)

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「(ロ) 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（(ロ)号国営公園）で、文化的資産の保存・活用を目的とした国営公園である。そのうち「飛鳥区域」においては、現在、石舞台・高松塚周辺・祝戸・甘檜丘の4地区が供用されており、キトラ古墳周辺地区が現在整備中である。

また、特別史跡平城宮跡については、平成20年度から「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」として、整備に着手されている。

なお、橿原市では古墳を利用した観光振興の拠点となる都市公園の整備の一環として、植山古墳公園などの整備を進めている。

第2節 憩いのある緑の空間の創造

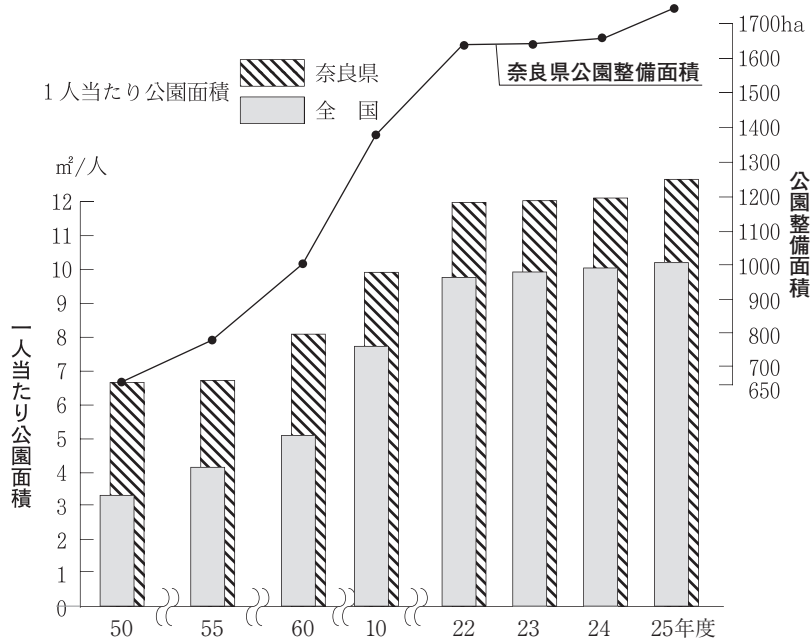
第1 本県における都市公園の現況（公園緑地課）

人々の生活環境と密接な関わりを持つ、身近な緑の代表として都市公園があげられる。都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観を潤いのあるものにする。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものである。

本県の都市公園の平成25年度末の状況を見ると、全体では2,323箇所、総面積1,713.78haであり、県民1人当たりの面積は12.60㎡/人（平成25年度末全国平均10.1㎡/人）となっている。

（資料編表3-1-9参照）

図3-1-1 都市公園整備の推移



第2 代表的な都市公園整備事業（公園緑地課・奈良公園室）

(1) 奈良公園

奈良公園は明治13年（1880年）に開設され、市街地に隣接しつつ、周辺の社寺と一体となった都市公園である。世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの自然、歴史・文化、公園資源とそれらが融合した独特の風致景観を有している公園で、年間1,000万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地である。

(2) まほろば健康パーク

老朽化の進んでいた浄化センター公園を、健康増進施設、競技施設、管理施設及び公園機能施設

として再整備し、維持管理・運営する事業に平成23年10月に着手した。この公園は、健康増進・リハビリの中核施設、福祉型スポーツ施設、県内の水泳競技の拠点施設であるとともに、公園全体に四季を感じ和んでいただける植栽、多くの人が憩える緑樹やベンチを設ける等により、自然を感じ、憩いあふれる公園とすることをめざしている。平成26年7月に「まほろば健康パーク」としてオープンした。

(3) 馬見丘陵公園

馬見丘陵公園は、わが国有数の古墳群と良好な自然環境を活用した「古墳と花と野鳥のとびかう公園」をコンセプトに昭和59年に事業着手し、平成24年度に全面開園した。現状は、園内の歴史遺産や自然環境に親しむ利用に加え、花と花を活かしたイベント等により、中和の賑わい拠点となっている。またこの公園では、花と緑に関する講習会の充実やボランティアの育成等により、公園を支える意識の醸成を図っている。

第3節 緑を育てる仕組みづくり

第1 県民への意識啓発（農業水産振興課）

県では、県内花き業界団体と連携し、花と緑に親しむ機会の1つとして、花育教室の開催やガーデニングコンテストの開催及び展示を実施している。

第2 事業者等への意識啓発（環境政策課）

県では、オフィスで積極的に地球温暖化防止をはじめとする環境保全に取り組む事業所を「まほろばエコオフィス宣言」事業所として登録している。その取組項目に「緑化推進」を設け、民間施設における緑化を促進しており、登録事業所の約25%が緑化推進に取り組んでいる。

第4節 市街地内農地の活用（地域農政課、都市計画室）

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育や福祉等に活用する場として、遊休農地等を活用して市町村やJAが開設する市民農園の数が年々増加している。市民農園開設状況調査によると、「特定農地貸付法」又は「市民農園整備促進法」に基づく25年度末現在の県内開設数は35であり、うち市街化区域内では7ヶ所に開設されている。

また、市街化区域内にある保全すべき農地については「生産緑地」に指定し、農業生産活動に裏付けられた農地の緑地機能の保全を図っている。

第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

第1節 歴史的景観の形成

第1 景観・屋外広告物適正化パトロール（景観・自然環境課）

美しく風格のある良好な景観を保全するため、景観計画区域内における行為及び屋外広告物禁止交差点等における違反行為の早期発見・是正指導を目的として、毎月1回のパトロールを行っている。

第2 歴史的風土保存のための買い入れ地の保全（景観・自然環境課）

県では古都保存法及び明日香村特別措置法に基づき、歴史的風土の保存上必要と認められるものについては申し出によって当該土地を買い入れている。この買い入れ地について、史跡地周辺、沿道沿いにおいて景観づくりを進めるため、草刈・樹木のせん定を行うほか、菜の花等の景観作物の栽培や樹木の植栽を行った。25年度は48箇所においてNPOとの協働による景観づくりを進めた。

（※ 歴史的風土特別保存地区における土地買い入れ実績は、資料編表3-1-8参照）

第3 電線類の地中化推進（道路環境課）

県では、歴史的景観や都市景観の向上等を目的として、電線類の地中化を推進している。特に、歴史的景観保存地区、主要な観光拠点へのゲートウェイとなる区間や市街地の幹線道路等を中心として整備を行っており、25年度末時点で累計50.8kmの無電柱化整備を行った。

第2節 田園・里山景観の形成

第1 棚田の景観保全（農村振興課）

県では、地域独特の地形からおりなされる棚田の美しい景観を保全するため、「中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田基金）」を活用して棚田地域保全のための支援体制を構築し、持続的な棚田地域の保全を図っている。25年度は、棚田や地域資源の大切さをPRするため、田んぼの水族館や農村や都市の住民と共に農村景観を保全するための棚田ボランティア活動を実施した。

第2 里山の景観保全（森林整備課）

県では、放置された里山林の整備をNPOやボランティア団体による県民参加の森づくりとして実施することにより、里山林の機能回復を図り里山地域における優れた景観を回復するため、18年度か

ら、森林環境税を活用した「地域で育む里山づくり事業」を行っている。25年度は、大和郡山市・生駒市など13市町村の17箇所を整備を行った。

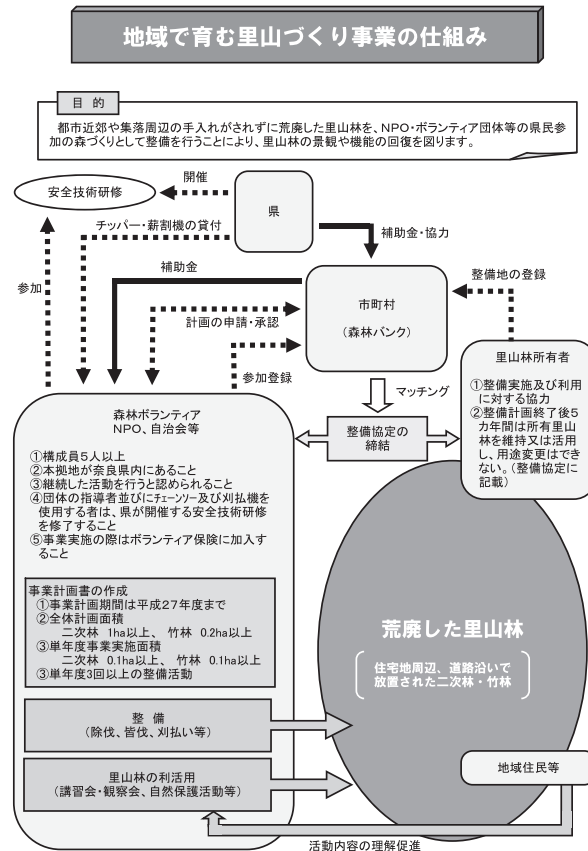


図 3-2-1 地域で育む里山づくり事業の仕組み

第3節 都市景観の形成

第1 良好な景観づくりのための整備事業の推進 (地域デザイン推進課・道路管理課)

県では、地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を目指し、主要な駅前や幹線道路沿道において景観形成の先導的展開を図るとともに、良好な景観形成の必要性や重要性、県の取組み等を広報することにより、県民及び市町村主体の良好な景観づくりを推進することとしている。

奈良の玄関口となる奈良市の大宮通りでは「古都奈良を実感できる大宮通り」を景観整備のテーマとし、四季と自然を感じられる快適な道路空間を提供するとともに、景観まちづくりに対する機運醸成を図り、自主的な活動が出来る体制の確立及び活動の継続を図ることを目的に、奈良市、沿道の地域住民、企業の方の協力により、大宮通りの花いっぱい運動を進めている。

第2 美化啓発・実践活動の促進（環境政策課）

県及び親切・美化奈良県民運動推進協議会では、「クリーンな心でグリーンな奈良に」をモットーに全県的な県民運動を展開しており、9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定め、集中的なポイ捨てゴミの美化活動を行うほか、クリーングリーン実践者の表彰やパネル展等啓発活動を行っている。

25年度は、統一実践日である9月1日に、県内17コース（雨天のため3コースを中止）、約14,000人の参加を得てキャンペーン活動を展開したほか、月間中に延べ48,000人の参加を得てクリーン活動を行った。また、美化運動や花いっぱい運動などの親切・美化県民運動の優良実践者（クリーン・グリーン実践者）の日頃の取り組みをたたえるものとして、「クリーン・グリーン実践者表彰」を平成26年2月5日に行い、個人の部2名、団体の部7団体を表彰した。

さらに県では「落書きのない美しい奈良県」を目指し、落書きをしない、させない県民意識の醸成を図るため、なら落書き防止ネットワーク加盟団体や自治会、ボランティア等との協働による「クリーンアップならキャンペーン」時の落書き消去活動の実施や、地域ぐるみで落書き消去活動に取り組むボランティア団体の活動促進を行っている。25年度は、9月のキャンペーン統一実践日に、約80名が参加し落書き消去の実践活動を行った。



図3-2-2 落書き消去活動の一場面

第3 奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用（景観・自然環境課）

美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな暮らしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行した。なお新たに景観行政団体となった市町村が景観計画を策定した場合は適宜改正を行っている。

これにより、奈良県景観計画区域（市町村景観行政団体の区域を除く奈良県全域）における一定規模以上の建築行為などを行う際には知事への届出（公共事業の場合は通知）が必要となり、景観計画に定める景観形成基準（建築物の形態・意匠等）への適合について審査を行っている。

なお、届出制度の実効性を確保するため、景観・環境総合センター（平成21年度に産業廃棄物監視センターを改組）が景観計画区域を巡回し、景観監視業務を行っている。

表 3-2-1 奈良県景観計画区域の区分

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

奈良県				市 町 村 景観行政団体
景観計画区域			一般区域	
重点景観形成区域				重点景観形成区域以外の区域
第1種特定区域	第2種特定区域	広域幹線沿道区域		
世界遺産など歴史文化遺産が集積する地域の沿道 ・法隆寺地域 ・山の辺地域	広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道 ・西名阪道路の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ	交通網を形成する広域幹線道路等の沿道 ・四車線の幹線道路等（整備中の区間も含む）の9路線		・奈良市 ・橿原市 ・明日香村 ・生駒市 ・斑鳩町 ・桜井市

表 3-2-2 奈良県景観計画区域内の行為の届出件数

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区域	行為	建築物 建築物	工作物 建設等	開発 行為	土地形 質変更	物件 堆積	合計
一般区域		188	191	56	30	3	468
重点区域	第1種特定 (法隆寺・山の辺)	1	6	0	0	0	7
	第2種特定 (主要 IC 周辺)	7	0	0	0	0	7
	広域幹線沿道 (R24・中和幹線等)	20	3	18	0	0	41
合計		216	200	74	30	3	523

(届出件数には、公共事業の通知を含む)

*届出対象(例:建築物)

一 般 区 域 : 建築面積 1,000 m²超又は高さ 13 m 超

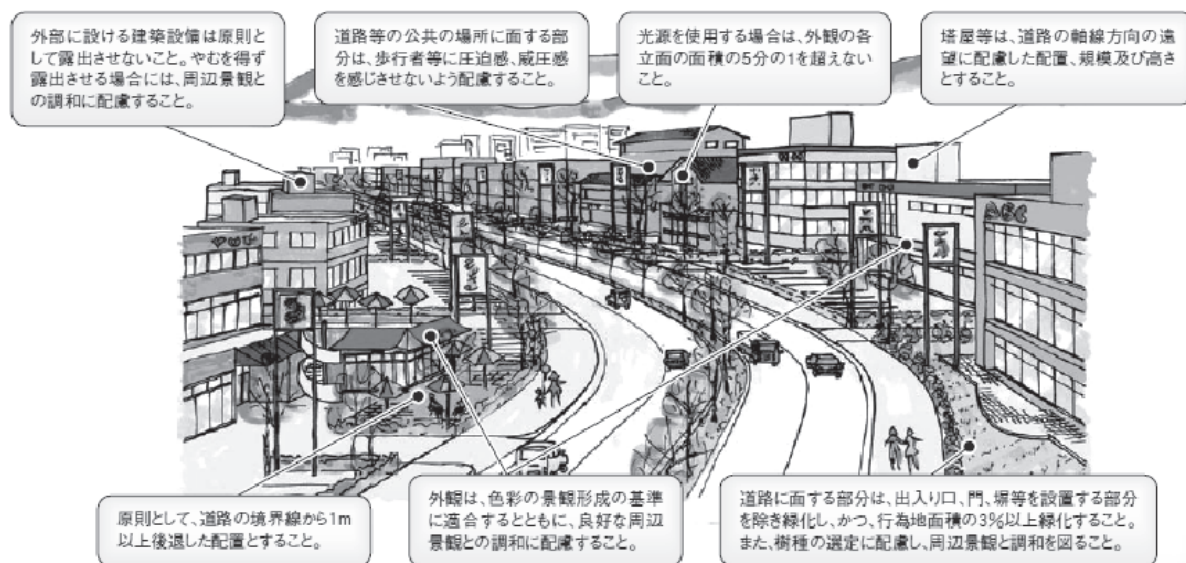
重点景観形成区域

・第1種・第2種特定区域: 建築面積 100 m²超又は高さ 10 m 超 (戸建専用住宅除く)

・広域幹線沿道区域 : 建築面積 500 m²超又は高さ 10 m 超

図3-2-2 規制誘導のイメージ例

【広域幹線沿道の景観形成イメージ】



第4 「奈良県景観資産」の情報発信（景観・自然環境課）

県では、平成23年度より景観への県民意識の向上と観光資源としての活用を目的として、県内の景観的な価値を有する建造物もしくは樹木または優れた景観を眺望できる地点等を登録する「奈良県景観資産」制度を開始した。

平成23年度は「四神八景」をテーマに合計32点を、平成24年度は「記紀・万葉」をテーマに合計22点を、平成25年度は「街道景観」をテーマに、古道や街道などの道からの眺望29点を選定、登録した。

今後も毎年テーマを設定し、公募、選定を行うことで奈良県景観資産の登録数を増やすとともに、HP、パネル展示、PR冊子配布を通じ、県内外に普及を図っていく。

第5 景観・屋外広告物市町村担当者連絡会議の開催（景観・自然環境課）

景観法を活用した取組の促進、及び総合的な景観施策の展開を図ることを目的として、会議を開催。延べ54名の市町村職員の参加があり、県の景観施策や景観法の活用等について、意見交換を行った。

第6 「景観サポーター」の育成（景観・自然環境課）

県では、県民の景観意識の醸成、景観づくりに係る活動の推進により、県の景観の向上を図ることを目的として、景観形成に関する活動を実践する県民の育成（「景観サポーター」制度）を平成24年度より開始した。

景観サポーターとして現在43名が登録しており、県ではサポーターの活動支援、景観形成活動に対する必要な知識や情報の提供などを行っている。

第4節 沿道景観の形成

第1 違反屋外広告物の是正活動の推進（景観・自然環境課）

県では、違反屋外広告物を追放し、美しく風格のある奈良の景観づくりを推進するため、違反屋外広告物を許さない県民意識の醸成を図っている。このため、屋外広告物適正化月間に歩道等に設置されている違反屋外広告物の簡易除却活動を県内一斉に実施している。また、市町村が地域住民等と協働して行う簡易除却制度の普及を推進している。

25年度は、キャンペーン期間中、29市町村で簡易除去活動や違反広告物パトロールが行われ、住民ボランティアや関係団体からの参加も含め344人が参加し、立看板やはり紙、はり札等合わせて941件の違反広告物を除去した。

また、市街地幹線沿道等の違反屋外広告物（野立て看板等）の集中的な是正指導等について、市町村と連携して取り組んでおり、特に平成22年4月に新たに禁止地区に指定された広域幹線沿道の信号機を有する交差点周辺30mの区域については、平成25年9月末の経過措置期間終了までに、151件の屋外広告物が撤去された。

第2 地域が育てる道づくりの推進（道路管理課）

県では、県民主導型の沿道景観の維持管理を進めるため、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただくことで沿道の美化を推進する「みんなで・守ロード事業」を展開している。25年度は97団体と協定を結び、平均年3回程度、美化活動が実施された。

第3 屋外広告物関係機関連絡会議の開催（景観・自然環境課）

県では良好な景観の重要な構成要素である屋外広告物の適正化のため、県、市町村、関係機関・団体で構成する連絡会議を設置し、幅広く情報・意見の交換を実施している。主に違反屋外広告物の指導・取締の状況や屋外広告物適正化月間の活動、その他屋外広告物の適正化に向けた対応等について報告を行い、意見交換を行っている。

第3章 大気環境の保全

第1節 大気汚染の現状

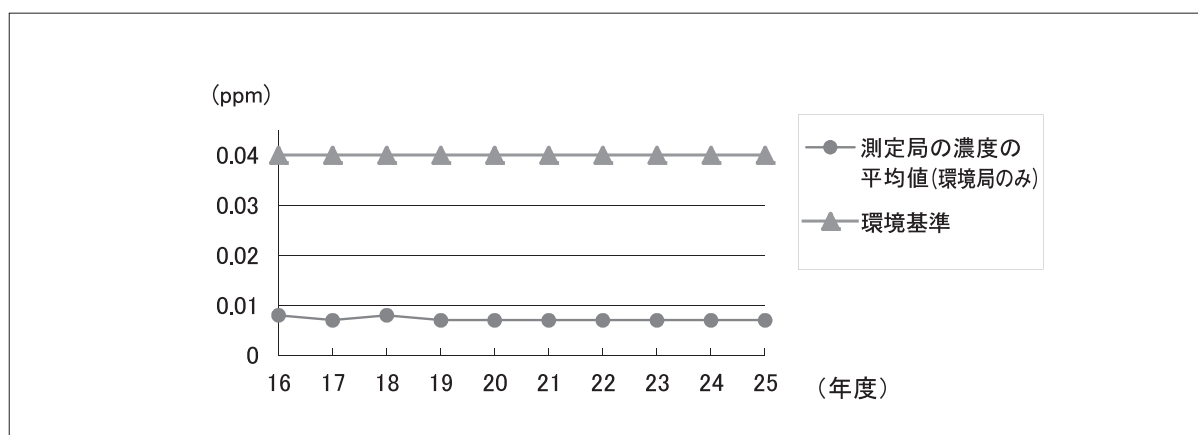
第1 硫黄酸化物（環境政策課）

硫黄酸化物には、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などがあり、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な汚染物質である。

本県では、自動測定器による二酸化硫黄の測定を実施している。環境局については、昭和46年度に開始し、平成25年度は奈良市所管の1局を含め8局において実施した。また、自排局については、平成元年度に測定を開始し、25年度は3局において測定を行った。

平成25年度における環境局8局の環境基準評価値（日平均値2%除外値）は0.006～0.009ppmで、環境基準（日平均値0.04ppm以下）を達成した。また、自排局3局の環境基準評価値（日平均値2%除外値）は0.005～0.007ppmで環境基準（日平均値0.04ppm以下）を達成した。

図3-3-1 二酸化硫黄濃度の経年変化



第2 浮遊粒子状物質（環境政策課）

一般に、大気中に長時間存在する粒子状物質のことを浮遊粉じんといい、物質の燃焼加熱あるいは物質の破碎、選別及びたい積等の過程により発生する。特に10 μ m以下のものを浮遊粒子状物質と呼び、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となる。工場・事業場等の固定発生源や自動車排ガスのほか、土壌・海塩粒子等の自然界のものも発生源とされている。

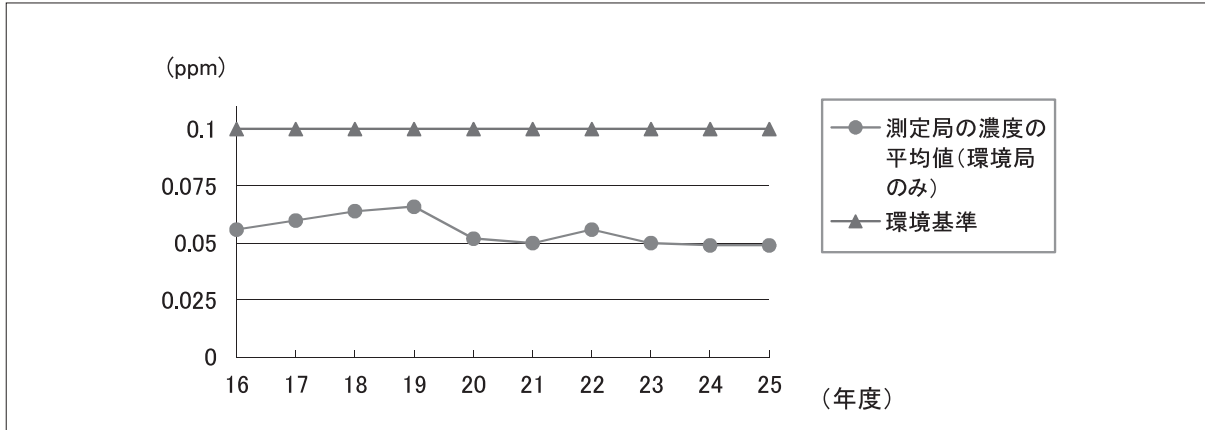
本県では、自動測定器による浮遊粉じんの測定を行っている。環境局については、昭和63年度に開始し、平成25年度は奈良市所管の4局を含め11局において実施した。また、自排局については、平成元年度に測定を開始し、25年度は奈良市所管の1局を含め4局において測定を行った。

平成25年度における環境局11局の環境基準評価値（日平均値の2%除外値）は0.042～0.061 mg/m³

で環境基準（日平均値 0.10 mg/m³以下）を達成した。

また、自排局 4 局の環境基準評価値は 0.042 ～ 0.060mg/m³で環境基準（日平均値 0.10mg/m³以下）を達成した。

図 3-3-2 浮遊粒子状物質濃度の経年変化



第3 光化学オキシダント（環境政策課）

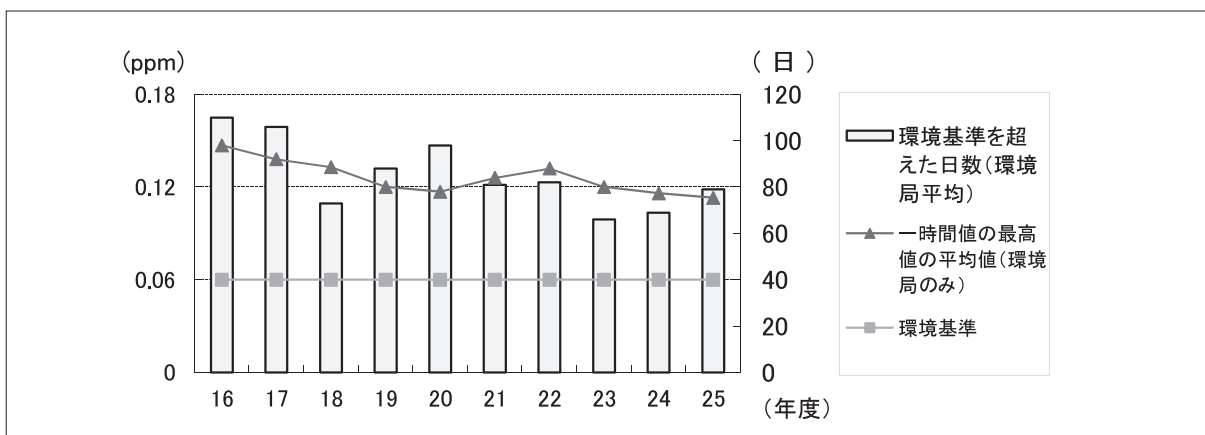
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、生成される代表的な二次汚染物質である。

本県では、自動測定器による光化学オキシダントの測定を行っている。環境局については、昭和47年度に開始し、平成25年度は奈良市所管の1局を含め8局において測定を行った。

平成25年度における環境局8局の環境基準（1時間値 0.06ppm以下）との対比では、基準値を超過した日数が63日～95日あり、全ての環境局が環境基準非達成であった。

なお、全国における環境基準達成割合は、平成24年度は一般局（環境局）で0.3%、自排局で0%と極めて低い水準となっている。

図 3-3-3 光化学オキシダント濃度の経年変化



第4 窒素酸化物（環境政策課）

窒素酸化物（NO_x）とは、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）をいう。

これらの物質は、特に人体への影響が注目されている。また、窒素酸化物は物質の燃焼に伴って必然的に発生し、その主たる発生源は工場及び事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源であるが、家庭からの排出も無視できず、また自然発生もあり、その実態把握が難しく、窒素酸化物の防止対策に困難な面がある。

さらに、窒素酸化物には、炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線の影響により光化学反応を起こし、二次汚染物質としてオキシダントを生成するので光化学オキシダントの主要因子としても注目しなければならない。

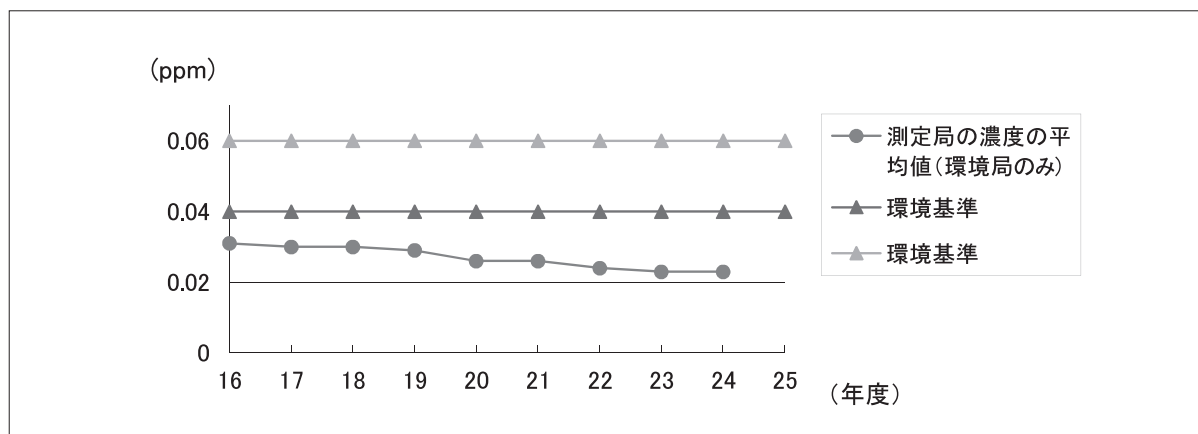
一般に、発生源から排出される窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、それが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。従って、排出後の時間経過に伴い二酸化窒素が増加し、一酸化窒素が減少するため、二酸化窒素濃度と窒素酸化物濃度との比は主要な発生源の目安となる。

本県では、自動測定器による測定を、環境局については昭和49年度に開始し、平成25年度は奈良市所管の3局を含め8局において、また、自排局については平成元年度に開始し、25年度は奈良市所管の1局を含め4局において測定を行った。

平成25年度における環境局8局の二酸化窒素の環境基準評価値（日平均値の98%値）は0.017～0.026 ppmで、環境基準（日平均値0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成した。

また自排局4局の環境基準評価値（日平均値の98%値）は0.024～0.029 ppmで、環境基準（日平均値0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成した。

図3-3-4 二酸化窒素濃度の経年変化



第5 一酸化炭素（環境政策課）

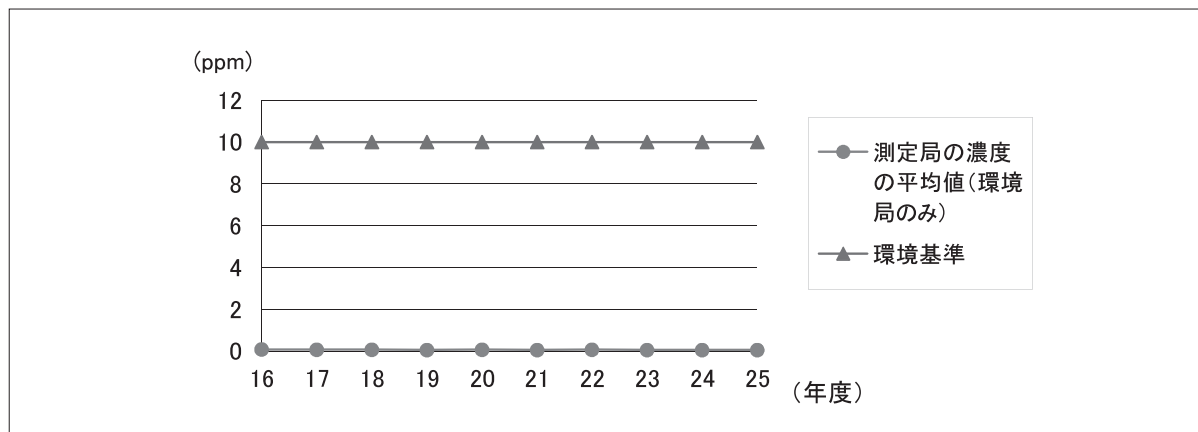
一酸化炭素の発生源には、固定発生源（家庭・工場等）と移動発生源（自動車等）があり、主として発生するのは移動発生源で、中でも自動車排ガスが問題となっている。なお、一酸化炭素濃度は自動車排ガス汚染の指標とされている。

本県では、自動測定器による測定を、環境局については昭和46年度に開始し、平成25年度は奈良市所管の1局を含む2局において、また、自排局については平成元年度に測定を開始し、25年度は3局において測定を行った。

平成 25 年度における環境局 2 局の環境基準評価値（日平均値の 2 % 除外値）は 0.05 ～ 0.06ppm で、環境基準（日平均値 10 ppm 以下）を達成した。

また、自排局 3 局は 0.05 ～ 0.07ppm で、環境基準（日平均値 10ppm 以下）を達成した。

図 3 - 3 - 5 一酸化炭素濃度の経年変化



第 6 炭化水素（環境政策課）

炭化水素は、炭素と水素から構成される有機化合物の総称で、安定物質のメタンと反応性に富む非メタン炭化水素に分類される。非メタン炭化水素は、パラフィン系・オレフィン系・芳香族系等の多種類にわたり、光化学スモッグの原因物質の一つと考えられており、その主要発生源には、固定発生源（溶剤関連工場・石油及び石油化学工場・ガソリンスタンド等）と移動発生源（自動車等）があり、その発生の仕方は、主として石油系燃料の不完全燃焼及び蒸発によるものとされている。

本県では、自動測定器による測定を、環境局については昭和47年度より全炭化水素の測定を開始し、昭和60年度よりメタン及び非メタン炭化水素の測定も開始した。平成25年度は奈良市所管の1局を含め2局において測定を行った。

(1) 全炭化水素

平成 25 年度の年間測定結果において、午前 6 時～9 時の 3 時間平均値は 2.08 と 2.11ppmC であった。

(2) メタン及び非メタン炭化水素

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（中央公害対策審議会答申）」により、非メタン炭化水素濃度は、午前6時～9時の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下であることとされているが、平成25年度の年間測定結果において、2局とも0.31 ppmCを超える日が観測された。

第 7 微小粒子状物質（PM2.5）（環境政策課）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施

設、コークス炉、鋳物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

本県では、自動測定機による微小粒子状物質（PM2.5）の測定を、環境局については平成22年度に開始し、平成25年度は奈良市所管の1局を含め3局において、また、自排局については、平成21年度に開始し、25年度は1局において測定を行った。

平成25年度における環境局3局の環境基準評価値の、年平均値は $15.1 \sim 17.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は $40.0 \sim 44.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、環境基準（1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を全局で達成できなかった。（資料編表3-3-5参照）

また、自排局では年平均値は $17.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は $38.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で環境基準（1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成できなかった。

第8 降下ばいじん（環境政策課）

大気中の粉じんのうち比較的粒子が大きく（粒径 $20 \sim 50 \mu\text{m}$ 以上）、大気中に浮遊し続けることなく自重により自然降下あるいは雨水とともに降下する粒子物質のことを降下ばいじんという。

本県では、ダスト・ジャー法により測定を行い、1ヶ月単位・1kに換算したトン数で表している。

25年度は、県内1地点（奈良市）で測定を行い、年平均値は、 $2.2 \text{ t}/\text{k}/\text{月}$ であった。

第2節 大気汚染の防止対策

第1 大気汚染常時監視体制（環境政策課）

大気汚染を防止するためには、大気汚染の実態を科学的かつ的確に把握することが必要である。大気汚染防止法第22条には、「都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。」とあり、大気汚染の常時監視は地方公共団体の責務とされている。

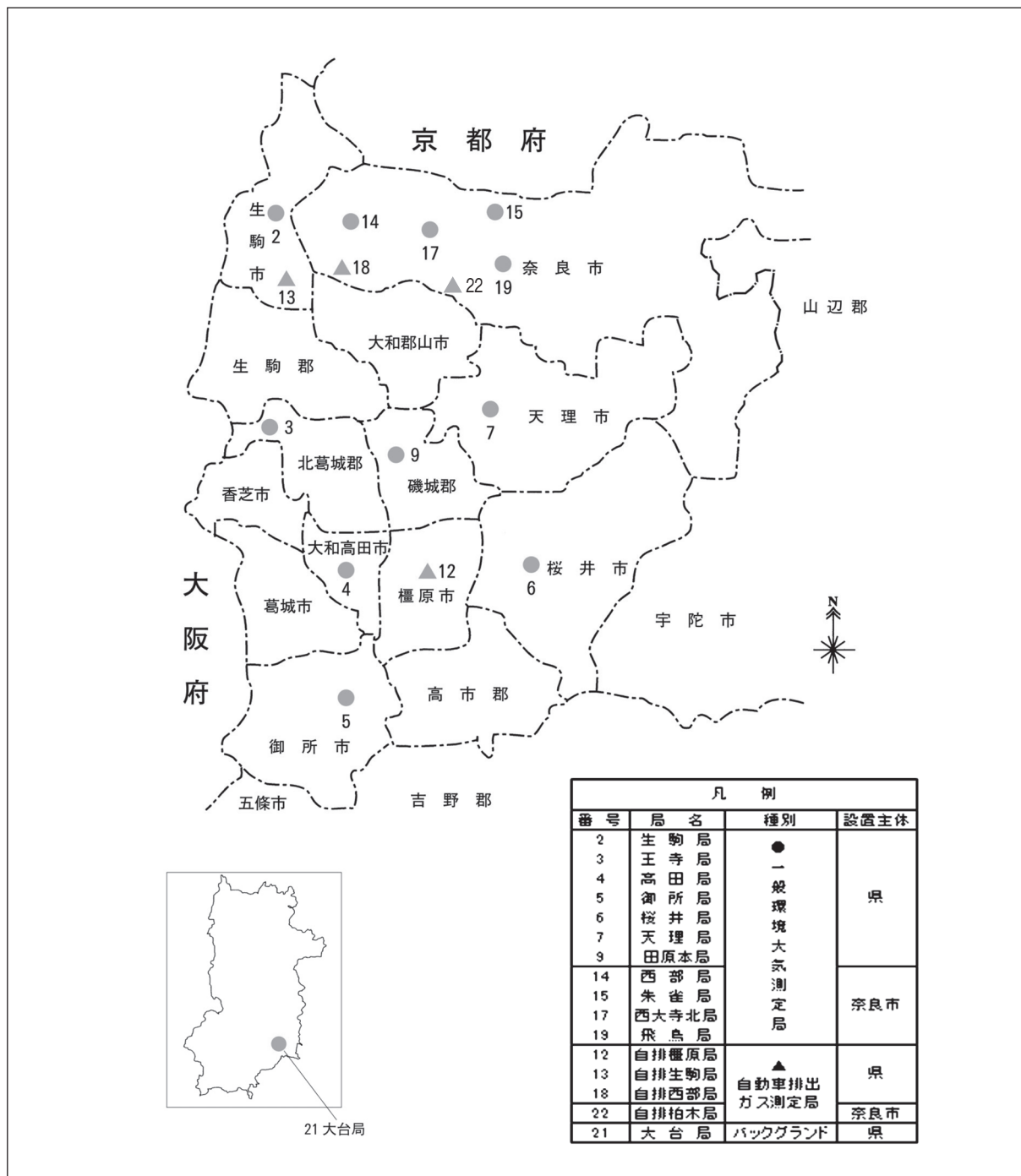
(1) 大気汚染常時監視測定網の整備状況

本県では、昭和46年度に奈良市大森町に大気汚染常時監視測定局を設置して以来、順次増設を図り、平成7年には磯城郡田原本町の県健康づくりセンター内に環境局を、平成9年には生駒市壱分町の晴光台第2公園と奈良市丸山2丁目の2ヶ所に自排局を設置し、25年度は奈良市所管の測定局も含め、図3-3-6のとおり環境局11局、自排局4局及びバックグラウンド局1局の計16局で大気汚染状況の常時監視を行った。

県所管の各測定局の測定項目は、環境局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素・微小粒子状物質・風向・風速・温度・湿度を、自排局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・窒素酸化物・一酸化炭素・微小粒子状物質・風向・風速の測定を行っている。また、バックグラウンド局では、オゾン・窒素酸化物・微小粒子状物質・風向・風速・温度・湿度を測定している。

図3-3-6 奈良県大気汚染常時監視測定網

(平成 26 年 3 月 31 日現在)



第3部
第3章

第2 工場・事業場等の固定発生源対策（環境政策課）

(1) 発生源の状況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙発生施設に対し排出基準等が、一般粉じん発生施設に対し施設管理基準が、特定粉じん発生施設に対し規制基準が設けられている。これらの施設を設置または変更しようとする場合は、事前に届け出ることが義務づけられており、それぞれの届出書が提出された際に規制基準適合状況等の審査を行っている。なお、25年度のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況はそれぞれ表3-3-1、表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 ばい煙発生施設設置届出件数等（平成25年度）

施設種別 (番号は令別表第一に掲げる 項番号を表す)	前年度末 の届出 施設数 (A)	設置届出 (法第6条) (B)	使用届出 (法第7条) (C)	使用廃止 届出 (法第11条) (D)	年度中の 増減 (E)= B+C-D	年度末の 届出施設数 (F)= A+E	構造の 変更届出 (法第8条) (G)	電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	合計 (J)= F+H+I
1. ボイラー	1,017	26		15	11	1,028				1,028
2. ガス発生炉・ガス加熱炉					0	0		1	3	4
5. 金属溶解炉	25				0	25				25
6. 金属鍛造・圧延 加熱・熱処理炉	20				0	20				20
8. 触媒再生塔・燃焼炉	1				0	1				1
9. 窯業焼成炉・溶融炉	2			1	-1	1				1
10. 反応炉・直火炉	3				0	3				3
11. 乾燥炉	19			1	-1	18				18
12. 電気炉	2				0	2				2
13. 廃棄物焼却炉	168			3	-3	165				165
14. 銅、鉛又は亜鉛の精錬 の用に供する培焼炉、 焼結炉、溶鋳炉、転炉、 溶解炉及び乾燥炉	3				0	3				3
29. ガスタービン					0	0		29		29
30. ディーゼル機関	17				0	17		106		123
31. ガス機関					0	0			4	4
合 計	1,277	26	0	20	6	1,283	0	136	7	1,426

表3-3-2 一般粉じん発生施設設置届出件数等（平成25年度）

令別 表第 二の 項番 号	施設種類	前年度 末現在 の届出 施設数 (A)	年度中の設置・使用・廃止届出施設数				年度末 現在の 届出 施設数 (F)= A+E	年度中 の変更 届出 施設数 (法第18 条第3 項) (G)	電気工作物・ガス工作物・ 鉱山に係る施設たる 一般粉じん発生施設数			合計 (K)= F+H+I+J
			設置届 出(法 第18 条第1 項) (B)	使用届 出(法 第18 条の2 第1項) (C)	使用廃 止届出 (法第18 条の13 第2項) (D)	年度中 の増減 (E)= B+C-D			電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山に 係る 施設 (J)	
1	コークス炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積場	32	8	0	1	7	39	2	0	0	0	39
3	コンベア	153	1	0	1	0	153	0	0	0	0	153
4	破砕機・摩砕機	54	2	0	2	0	54	0	0	0	0	54
5	ふるい	38	0	0	1	-1	37	0	0	0	0	37
	施設合計	277	11	0	5	6	283	2	0	0	0	283
	工場・事業場数	48	0	0	0	6	54	0	0	0	0	54

法では、ばい煙発生施設として32種類の施設を定めているが、本県では全届出施設の約8割はボイラーで占められている。

本県の場合、ボイラーは工場の生産活動のための熱源を得る目的で使用される場合よりも非工業的な施設の暖房用として使用される割合が他府県と比較して大きい点、大多数の事業場が排出ガス量1万N/h以下の小事業場である点が特徴である。

また、法より小規模な施設及び法で規制されていない施設について、奈良県生活環境保全条例（以下、「条例」という。）に定められている。

(2) 法律及び条例による規制

ア. ばい煙に関する規制

法では、ボイラー等32項目にわたり「ばい煙発生施設」と定め、その設置及び構造等の変更にかかる事前の届出を義務づけている。そして、施設ごとに、①硫黄酸化物、②ばいじん、③有害物質の排出基準を定めてそれを遵守させることになっている。規制基準遵守の担保としては、排出基準に適合しないばい煙の排出者に対しては、法第33条及び第33条の2の規定に基づいて、直ちに罰則を課すること（直罰規定）が定められている。

また、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあり、人の健康や生活環境に被害を生じると認めるときは、排出者に対して、法第14条の規定に基づいて、ばい煙発生施設の構造等の改善を命じ（改善命令）、または、使用の一時停止を命じること（一時停止命令）ができる。

条例では、主に歴史的風土保存区域及び風致地区で、法に定める施設より小規模のものに対し、ばいじんと硫黄酸化物の規制を行っている。

イ. 粉じんに関する規制

平成元年度の法の改正において、粉じんのうち発がん性等の健康影響が社会問題化している石綿（いわゆるアスベスト）、その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質（現在は石綿のみ）を特定粉じんと定め、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんと定めた。

法では、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機等5項目を一般粉じん発生施設と定め、解綿用機械等9項目を特定粉じん発生施設と定めている。

一般粉じん発生施設については、施設の種類ごとの散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーでおおわれていること等の構造、並びに使用及び管理に関する基準を定め、この基準の遵守義務を事業者に課している（法第18条の3）。事業者がこの基準を遵守しない場合は基準に従うことを命じ（基準適合命令）、または当該施設の使用の一時停止を命ずる（一時停止命令）ことができる（法第18条の4）。

特定粉じん発生施設については、特定粉じんの規制基準として工場または事業場と隣地との敷地境界線における大気中の濃度の許容限度を定め（法第18条の5）、この基準の遵守義務を事業者に課している（法第18条の10）。事業者がこの基準を遵守しない場合は、当該施設の構造、使用の方法の改善及び特定粉じんの処理の方法、飛散防止の方法の改善を命じ（改善命令）、または当該施設の使用の一時停止を命ずる（一時停止命令）ことができる（法第18条の11）。

また、特定粉じんが排出される解体、改造、または補修する作業を施行しようとする者は、特定粉じんの使用状況等の事前調査を行い、一定の要件に該当する場合は届出及び飛散防止対策をとらなければならない（法第18条の15）、作業基準の遵守が義務付けられている（法第18条の17）。届出

に係る作業の方法が基準に適合しないときは計画の変更を命じ（計画変更命令）、施工者が作業基準を遵守していないときは当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、または当該作業の一時停止を命ずる（作業基準適合命令等）ことができる（法第18条の16、18条の18）。

※平成26年6月改正大気汚染防止法が施行され、解体等工事を請け負う受注者が、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当するか否かの調査を行い、該当する場合には発注者が届出を行うこととされた。

条例では、法を補完する意味で食料品等の製造に係る原料の精選施設、木製品の製造に係る切断施設等の8項目を本県条例独自の一般粉じんに係るばい煙等発生施設と定め、対象施設の規模及び種類の拡大（横出し）を図っている。規制方法は、法と同様構造等に関する基準によるものである。

(3) 発生源の指導

大気汚染物質の発生源に対する規制の実効性を期するため、法及び条例の規制対象のばい煙発生施設及び粉じん発生施設を有する工場・事業場に対する立入検査を実施している。ばい煙発生施設については、排ガス中に含まれるばいじん・窒素酸化物等の濃度測定やばい煙の自主測定結果のチェック等を行い、粉じん発生施設については、施設の使用及び管理状況等の検査を行っている。

また、特定粉じん排出等作業について、平成25年度には20件の届出があり、うち19件について大気汚染防止法に基づく立入検査を実施した。

第3 自動車等の移動発生源対策（環境政策課、県警交通規制課）

大気汚染は自動車排ガスによっても引き起こされるため、県では低公害車の導入の促進やエコドライブの推進、自動車排ガスの貯留を防ぐための渋滞解消による道路交通流の円滑化に向けた取り組みを行っている。

25年度は、交通信号機を新たに8基設置したほか19基を改良するなどの整備を行い、自動車交通流の円滑化を図るとともに、エコオフィス宣言事業所等の募集を通じ、事業所でのエコドライブの推進を図った。

第4 光化学オキシダント対策（環境政策課）

大気中に窒素酸化物と炭化水素が共存した場合、太陽光線中の紫外線の影響で光化学反応を起こして二次汚染物質が生成される。その大部分がオゾンで、ほかにパーオキシアセチルナイトレート、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。これら生成された物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質が光化学オキシダントと称され、環境基準もこれにより規定されている。

平成25年度における環境基準（1時間値 0.06ppm以下）との対比では、基準値を超過した日数が63日～95日で、すべての環境局において不適合となっており、全国的にも大都市やその周辺地域では基準達成が困難な状況にある。

また、25年度の光化学スモッグ広報発令回数は、表3-3-3のとおり予報4回、注意報0回であった。

光化学スモッグ防止対策としては、一次汚染物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制が必要である。このため、固定発生源からの窒素酸化物については、二酸化窒素の環境基準が設定された昭和48年の第1次排出規制から徐々に規制強化され、現在は昭和58年9月の第5次規制が適用されている。また、移動発生源である自動車排ガスについても、昭和48年規制にはじまり順次規制が強化されており、最近では平成17年6月に「自動車排出ガスの量の許容限度」が一部改正され、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化が図られ、更にガソリン・LPG特殊自動車新たに規制対象として追加された。

本県では、大気汚染防止法第23条の規定に基づき、光化学オキシダントに係る緊急時に対処するため「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」を定め、緊急事態の発生が予測される場合の「予報」、緊急事態が発生した場合の「注意報」「警報」「重大警報」の4段階に区分し、規制等の措置を講じている。また、万一、被害が発生した場合の措置として、平成7年2月に「奈良県大気汚染等被害発生時対策要領」を施行した。具体的には下記の措置を実施した。

- ①光化学スモッグ緊急連絡体制の実施
- ②光化学スモッグ緊急時の発令及び広報

本県においては、測定局の位置や気象要素から大和平野を3地域に区分して広報の発令を行っている。
(資料編表3-3-1～4、図3-3-1参照)

表3-3-3 広報発令回数及び被害者届出数の経年変化

区分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
予報	22	19	8	7	13	8	9	7	8	2	15	2	5	4
注意報	8	2	5	2	5	7	3	0	1	1	2	1	0	0
被害者届出数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5 騒音・振動・悪臭の現状と対策 (環境政策課、道路管理課)

(1) 騒音公害

① 現状

騒音公害は、各種公害の中でも特に日常生活に密接な関係を有する問題である。

本県における騒音苦情の平成24年度新規受理件数は、81件であり(低周波に関するものを含む)、典型7公害に係る苦情件数に占める割合は16.5%である。また、81件の内訳は、工事・建設作業28件、産業用機械22件、家庭生活4件、飲食店営業6件などとなっている。

なお、県及び各市では騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、25年度は県及び市で55区間の面的評価を行った。
(資料編表3-3-11参照)

また、市町村は騒音規制法第 21 条の 2 に基づき、地域内の騒音の大きさを把握している。

表 3-3-5 平成 25 年度一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音調査結果

（市町村測定分）

測定地点数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
103地点	92地点（89.3%）	10地点（9.7%）	1地点（1%）	0地点（0%）

（資料編表 3-3-12 参照）

表 3-3-6 平成 25 年度道路に面する地域騒音調査結果（市町村測定分）

測定地点数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
32地点	20地点（62.5%）	0地点（0%）	1地点（3.1%）	11地点（34.3%）

（資料編表 3-3-13 参照）

② 対策

騒音規制法は、昭和43年に公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音に対する規制について定められ、昭和45年の法改正により自動車騒音に係る要請限度等が定められた。

騒音規制法では、具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、知事（市においては市長）が定めることになっているため、平成26年3月31日現在29市町村（当該町村については、都市計画法にいう工業専用地域を除く。）において指定している。

（表 3-3-7 参照）

規制の対象は、著しい騒音を発生する施設であって金属加工機械、空気圧縮機及び送風機等政令で定める特定施設を有する工場・事業場となっている。また、これらはその位置する区域及び時間帯に応じ事業活動に伴う騒音発生の制限を受けている。

（資料編表 3-3-6～7 参照）

さらに、くい打機又はびょう打機等を使用する特定建設作業は、一時的で短期間に終了すること、建設作業の場所に代替性がないことなどを踏まえ、騒音の大きさと同時に作業時間及び作業期間について制限を受けている。

（資料編表 3-3-8 参照）

なお、騒音規制法の指定地域以外の地域については、奈良県生活環境保全条例（昭和 44 年から平成 8 年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、騒音規制法と同様の規制を行っている。

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき騒音に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準として定められている。平成26年3月31日現在、市を含め奈良県では29市町村が指定されている。

（資料編表 3-3-9 参照）

自動車交通騒音に対する対策として、法による指定地域を有する市町村長は、地域の実情を把握するため自動車交通騒音実態調査を行い、その結果により道路管理者等の関係機関に必要な騒音防止対策の要請若しくは参考意見を述べることができる制度となっている。

（資料編表 3-3-10 参照）

なお、県では24年度に中和幹線で約430mのリニューアルを行い、環境にやさしい低騒音舗装を行った。

表 3 - 3 - 7 騒音規制法の適用される地域

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村
(ただし、当該町村については都市計画法にいう工業専用地域を除く。)

(2) 振動公害

① 現 状

振動公害は、各種公害の中で騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、近年におけるモータリゼーションの進行、工場などの機械施設の大型化、建設工事の増加に伴い振動による苦情が発生している。

本県における振動苦情の平成24年度新規受理件数は、11件であり、これは典型7公害に係る苦情件数の中では比較的少なく、その占める割合は、2.2%である。また、11件の内訳は、工事・建設作業6件、移動発生源（自動車等運行）2件等であった。

② 対 策

本県では、奈良県生活環境保全条例（昭和44年から平成8年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、振動に対する規制を行ってきたが、昭和51年に振動規制法が公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動に対する規制、道路交通振動に係る要請限度等が定められた。

同法に基づく具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、騒音規制法と同様知事が定めることになっているため、昭和52年12月に34市町村に係る地域指定（市町村合併に伴い平成26年3月31日現在29市町村、表3-3-9参照）、規制基準の告示とあわせて奈良県公害防止条例（平成9年4月、奈良県生活環境条例と改称）の改正を行い、昭和53年4月から施行している。

法令による規制の対象となるのは、著しい振動を発生する金属加工機械、圧縮機等政令で定める施設を有する工場・事業場であり、これらは、その位置する区域及び時間に応じて事業活動に伴う振動発生の制限を受ける。また、くい打機又は鋼球を使用する特定建設作業は、その作業が短時間であることや建築作業の場所等に代替性がないことなどを踏まえ、振動の大きさと作業期間を定め、地域区分に応じ作業時間を規制している。

自動車交通振動に係る対策としては、一次的には道路面の改善、二次的には車種・重量の抑制、走行速度・交通量の制限などがあげられる。

さらに、法の指定地域において市町村長は、自動車振動測定結果に基づき道路管理者等の関係機関に対し必要な振動防止対策をとるように意見提出または要請することができる。

(資料編表3-3-14～17参照)

表 3 - 3 - 8 振動規制法の適用される地域

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村
(ただし、当該町村については都市計画法にいう工業専用地域を除く。)

(3) 悪臭公害

① 現状

平成 24年度に新規受理した悪臭苦情件数は104件で、典型7公害に係る苦情件数の21.2%を占めており、前年度の83件に比べ、21件増加した。

発生源別苦情件数では、家庭生活が30件（悪臭苦情件数の28.8%）と最も多く、次いで、流出・漏洩12件（11.5%）、焼却（施設）5件（4.8%）、焼却（野焼）4件（3.8%）などとなっている。

都市化の進展などに伴い、悪臭問題は産業型から都市生活型の比重が大きくなっており、ますます複雑多様化の傾向にある。

② 対策

悪臭の問題は、騒音・振動と同様、感覚公害であるため苦情も多く、この悪臭公害から生活環境を守るため昭和46年6月に悪臭防止法が制定された。規制対象となる特定悪臭物質として工場・事業場において排出されるアンモニア等22物質が指定されており、市を含め奈良県内では、25市町村を規制地域として指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めている。

(資料編表 3 - 3 - 18 参照)

第4章 水環境の保全

第1節 公共用水域の状況

第1 監視測定 of 状況 (環境政策課)

本県の公共用水域を水系別にみると、北部低地域を流域にもつ大和川水系、東部高原地帯を流域にもつ淀川（木津川）水系、県の中央部を東西に流れる紀の川（吉野川）水系、南部山岳地帯を流域にもつ新宮川水系の4つに大別される。これらの水系は全て1級河川の水系であり、それぞれの1級河川は大和川（158）、紀の川（72）、淀川（72）、新宮川（56）の計358河川である。

水質汚濁に係る類型指定は、昭和45年9月に大和川の2水域が指定されて以来、逐次追加指定がなされてきた。平成4年度には類型指定の見直しを行い、平成17年度末までに、河川57水域・湖沼7水域についてAA、A、BもしくはC類型の指定がなされた。また、平成18年度には、大和川水域について生物B類型の指定がなされ、平成22年度には、紀の川水域と大迫ダム貯水池について生物B類型の指定がなされた。

平成25年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、4水系（大和川・紀の川・淀川・新宮川）、72河川、11ダム湖の計122地点で県、国土交通省、奈良市及び（独）水資源機構で常時監視を行った。

(資料編表3-4-1 参照)

表3-4-1 公共用水域水質測定地点数

水系名		大和川	紀の川	淀川	新宮川	計
河川	河川数	24	13	29	6	72
	地点数	51 (21)	16 (4)	34 (26)	9 (7)	110 (58)
湖沼	湖沼数	-	2	3	6	11
	地点数	- (-)	2 (1)	4 (2)	6 (4)	12 (7)
地点数合計		51 (21)	18 (5)	38 (28)	15 (11)	122 (65)

() は、環境基準地点数

1. 河川・湖沼の現況

(1) 健康項目

健康項目（カドミウム、ヒ素、鉛など27項目）は、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成していた。

(資料編表3-4-2 参照)

(2) 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のうち、有機性汚濁の代表的指標であるBOD（湖沼においてはCOD）について、各水系毎の状況を以下に示す。

① 大和川水系

大和川は、奈良盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、周辺の河川を合して生駒金剛山地の中央に位置する王寺町藤井から大阪府を経て大阪湾に注いでいる。

大和川水系における平成25年度水質測定は、大和川本川6地点及び支川45地点の合計51地点で実